滋賀県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

令和5年3月17日

1 防災工事等の推進に関する基本的な方針

(1) 滋賀県における農業用ため池の概要

ア 現状と基本的な考え方

滋賀県は日本のほぼ中央にあり、北は福井県、東は岐阜県、南東は三重県、西は京都府と接している。また、周りを伊吹、鈴鹿、比良、比叡などの山々に囲まれ、中央に県土の約6分の1を占める日本で一番大きな湖「琵琶湖」を擁し、温和な気候と豊かな土壌に恵まれ、昔から水田農業が盛んに行われてきた。

本県の農業用ため池数は、令和4年4月現在1,448箇所であり、その多くが県南部に位置し(全体の約9割)、甲賀地域、大津地域、東近江地域の順に多く分布しており約3割が甲賀地域に集中している。

これらのため池は、地域の貴重な農業用水源として、また、防火用水や地域用水として活用されるとともに、魚や昆虫類などの生息場所や豊かな水辺空間を創出するなど、多面にわたる機能を有している。

一方、その多くが大正時代以前に築造され、老朽化が進んでいるものや、耐震性能を満たしていないものも多く、また、ため池管理者の高齢化や農家数の減少により、管理体制が脆弱化している状況である。

特に、近年の集中豪雨や大規模地震などの災害リスクが高まる中、ため池機能を維持し、災害時の被害を最小限にとどめるために、適正な保全管理と、大雨や地震などに対する安全性の確保が大きな課題となっている。

このため、農村地域の安全・安心の確保に向けて、ため池ハザードマップの作成や管理体制の強化に向けた支援などのソフト対策を効果的に進めるとともに、本計画に基づき、県、市町、土地改良区、滋賀県土地改良事業団体連合会(以下「県土連」という。)等が連携し、防災重点農業用ため池にかかる防災工事等を集中的かつ計画的に実施する。

イ 所有者および管理者(以下、「管理者等」という。)の状況

本県の農業用ため池の管理者は、水利組合等が約2割、集落または個人が約6割を占めており、今後、農家数の減少や高齢者の増加などの社会状況の変化に管理面で大きく影響されることが懸念される。(別表1のとおり)

(2) 滋賀県における防災工事等の実施状況等

防災重点農業用ため池のうち、平成12年以降に改修工事が完了したため池は約1割、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価のいずれかを実施する必要があるため池は約8割あり、防災工事等を集中的・計画的に実施していく必要がある。(別表1のとおり)

2 劣化状況評価の実施に関する事項

(1) 劣化状況評価の推進計画

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法(令和2年法律第56号)(以下、「法」という)の有効期間内に劣化状況評価を行った上で必要な防災工事(廃止工事を除く。)に着手する必要があるため、法の有効期間内を前半5年(以下「前期」という。)および後半5年(以下「後期」という。)に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に劣化状況評価を実施する。

なお、早期に状況等を把握し対策を講じる必要があるため、対象となるため池すべてについて前期に調査を完了させる。

ア 前期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池 : 443箇所

イ 後期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池 : 新たに指定した防災重点

農業用ため池

(2) 経過観察

劣化状況評価の結果、防災工事は不要であるものの、変状等が認められ経過観察 が必要であると判断された防災重点農業用ため池について、経過観察を行う。

ア 経過観察の頻度 : 変状等の状況に応じて設定

イ 経過観察を行う者: 別表2のとおり

(3) 定期点検

地震や豪雨等により防災重点農業用ため池の劣化が進行する等の不測の事態が生じるおそれがあることから、防災工事が完了したものも含め、防災重点農業用ため池について、定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

ア 定期点検の頻度:1回/年

イ 定期点検を行う者:別表2のとおり

3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

(1) 地震・豪雨耐性評価の推進計画

法の有効期間内に地震・豪雨耐性評価を行った上で必要な防災工事(廃止工事を除く。)に着手する必要があるため、法の有効期間内を前期および後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に地震・豪雨耐性評価を実施する。

なお、防災工事の実施に要する期間を考慮し、地震・豪雨耐性評価を前期に完了 させるよう更なる進捗に向け、市町と調整していく。

ア 前期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池: 293箇所 イ 後期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池: 14箇所

(2) 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき要件

地震・豪雨耐性評価は、廃止工事を実施するものを除き、次に掲げる要件のいずれかに該当するものを優先して実施する。

- ア 災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) 第 49 条の4第1項に規定する指定緊急避難場所もしくは同法第 49 条の7第1項に規定する指定避難所または病院、警察署、消防署等の防災活動の拠点となる施設であって、防災重点農業用ため池の決壊により、その機能に支障が生じるおそれがあるものが浸水区域にあること。
- イ 緊急輸送を確保するため必要な道路であって、防災重点農業用ため池の決壊に より、その機能に支障が生じるおそれがあるものが浸水区域にあること。
- ウ 当該防災重点農業用ため池の貯水量が10万m3かつ堤高が10m以上であること、または住宅が浸水想定区域のうち歩行不可能区域(水深50cmかつ流速1.0m/s以上または、水深100cmかつ流速0.5m/s以上の区域)にあること。

4 防災工事の実施に関する事項

(1) 防災工事 (廃止工事を除く。) の推進計画

法の有効期間内を前期および後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に防災工事を実施する。

ア 前期に防災工事を行う防災重点農業用ため池: 38箇所 イ 後期に防災工事を行う防災重点農業用ため池: 89箇所

(2) 廃止工事の推進計画

法の有効期間内を前期および後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に廃止工事を実施する。

ア 前期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池: 5箇所

イ 後期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池: 20箇所

(3) 防災工事の実施に当たっての配慮すべき事項

ア
文化財保護担当部局との調整

防災工事を実施するにあたっては、事前に埋蔵文化財包蔵地の所在状況を確認し、該当する場合は、時間的余裕をもって文化財保護法に基づく手続きを行う。

イ 環境担当部局との調整

絶滅危惧種などが生息・生育する防災重点農業用ため池について防災工事を 実施する場合、土地改良事業設計指針「ため池整備」等を参考に環境との調和へ の配慮を適切に行う。

また、廃池に伴いため池周辺地域の生態系に影響を与える恐れがある場合は、必要に応じて環境配慮対策の検討を行い適切に対応する。

ウその他

堤防等が道路・公園等として利用されている防災重点農業用ため池について 防災工事を実施する場合、具体的な工事内容を検討する段階から、時間的余裕 をもって県または市町の当該施設機能を所管する部局と協議・調整を行う。

5 防災工事等の実施に当たっての市町との役割分担および連携に関する事項

管理者等や行政機関の役割分担は別表2のとおりとし、防災重点農業用ため池の防災・減災対策の推進と併せて、適正な管理および保全が行われる体制を整備する。

- (1) 防災工事等の実施主体
 - ア 劣化状況評価

別表2のとおり

イ 地震・豪雨耐性評価

別表2のとおり

ウ 防災工事 (廃止工事を除く。)

別表2のとおり

エ 廃止工事

別表2のとおり

(2) 技術指導等の内容

農業用ため池の適正な管理と安全を図るため、滋賀県土地改良事業団体連合会内に設置した「ため池サポートセンター」によるため池パトロール・相談対応・研修などを通して管理者等に対し技術的な指導・助言等を行う。

(3) 情報共有および連携の方法

県、市町、県土連等の関係者間で防災工事等に係る情報共有を図り、連携して防 災工事等を推進していく組織は、既存の滋賀県農業水利施設アセットマネジメント 推進協議会ため池部会**(以下、「ため池部会」という。)とする。

(※ため池部会;ため池の防災・減災対策のあり方や推進の方策に関する課題等を検討する組織)

6 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

(1) 応急的な防災工事または地震・豪雨時の応急措置の実施

防災工事の完了までに一定の期間を要すると想定される場合、管理者等は、低水管理や損傷個所の補修工事等を実施するなど、管理・監視体制の強化に努める。

また、地震または豪雨により、防災重点農業用ため池の決壊のおそれが生じた場合、市町は管理者等と連携し、貯水位の強制低下、崩落箇所の拡大防止、洪水吐きの堆積土砂除去等の決壊防止措置を講じるとともに、ハザードマップ等を活用した浸水区域内住民への避難対応等の安全の確保に努める。

(2) ICT等の先端技術の導入等による管理・監視体制の強化

県・市町・県土連・管理者等の関係者は、ドローンの活用や遠隔監視が可能となる水位計・監視カメラの設置などICTを含む先進技術の導入を進め、防災重点農業用ため池の一層の管理・監視体制の強化に努める。

防災工事等の推進に関する基本的な方針 滋賀県

令和4年度

1 農業用ため池の概要

(1)所有者別の箇所数及び割合

参照:滋賀県ため池DB(R4.4)

	区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合等	集落又は個人	その他	不明	合計	備考
Ī	(割合)	(16%)	(3%)	(6%)	(67%)	(2%)	(6%)	(100%)	
	箇所数	234	40	89	965	35	85	1448	

(2)管理者別の箇所数及び割合

参照:滋賀県ため池DB(R4.4)

区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合等	集落又は個人	その他	不明	合計	備考
(割合)	(4%)	(12%)	(21%)	(59%)	(1%)	(3%)	(100%)	
箇所数	56	170	306	855	15	46	1448	

[※]国:行政財産として所有するものに限る。

※地方公共団体:法定外公共物であって市町村への所有権移転登記が未了のものを含む。

2 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の実施状況等

×	分	内容	箇所数	備考
ア		劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を実施し、防災工事は不要であると判断されたもの	4	
1		劣化状況評価等を実施し、両方又はいずれか一方の評価結果から防災工事が必要であると判断されたもの	68	
	1	防災工事(廃止工事を除く)が完了したもの	12	
	2	防災工事(廃止工事を除く)が未了のもの(継続中のものを含む)	56	
	3	廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る)	0	
	4	廃止工事が未了のもの(継続中のものを含む)	0	
ウ		劣化状況評価を実施し、地震・豪雨耐性評価が未了	69	
	1	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事 は不要であると判断されたもの	6	
	2	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事 が必要であると判断されたもの	0	
	3	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの	45	
	4	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの	18	
エ		地震・豪雨耐性評価を実施し、劣化状況評価が未了	142	
	1	地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの	2	
	2	地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの	140	
オ		劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価がいずれも未了	169	
	1	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当しないもの	0	
	2	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当するもの	169	
カ	•	現に農業用水の貯水池として利用なし	28	
	1	今後廃止工事を行うもの	26	
	2	廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る)	2	
合	計		480	

別表 2

◆防災重点農業用ため池における国・県・市町・管理者等・県土連の役割

管理者等や行政機関の役割分担を明らかにし、防災重点農業用ため池の防災・減災対策の推進と併せて、適正な管理および保全が行われる体制を整備する。

◎:主体的に実施、○:支援・協力

項目	国	県	市町	管理者等		県土連	備考			
块 日				土地改良区	左記以外	界工 連				
5災対策										
対策工事に係る事業計画書の作成	0	0	0	0	0	0	・ 県営および団体営事業として実施する場合は、市町および土地改良 区が主体となって策定 ・ 国営事業の場合にあっては、国が主体となって策定			
県営事業による対策の実施 ・防災工事 (廃止工事除く)	0	©	0	0	0		・ 国呂事来の場合にあっては、国が主体となって来た 受益面積 原則 2 ha以上について実施 ただし、2 ha未満であっても、重要度区分がAA種として改修する場合は県で実施			
団体営事業による対策の実施 ・防災工事 (廃止工事除く)	0	0	0	0	0	0	受益面積 原則 2 ha未満について実施 ・ ただし、対象農業用ため池数の多い市町は、体制等を考慮し実施にあたって別途協議出来るものとする			
県営事業による対策の実施 ・廃止工事	0	0	0	0	0		・ ため池群整備として、統廃合により廃止を行うもの ・ 受益面積 5 ha以上の代替水源の新設と併せ廃止を行うもの			
団体営事業による対策の実施 ・廃止工事	0	0	0	©	0	0	上記以外の廃止にかかるもの ・ ただし、対象農魚用ため池数の多い市町は、体制等を考慮し実施に あたって別途協議出来るものとする			
調査 ・劣化状況評価	0	©	0	©	0	0	市町または土地改良区が実施 ・ ただし、経過観察対象池を特定するため実施する初回の評価は県で 実施			
調査・地震・豪雨耐性評価	0	©	©	©	0	0	・ 地震耐性評価(レベル1)は市町または土地改良区が実施 重要度区分がAA種の農業用ため池の地震耐性評価(レベル2)につ ・いては県で実施 ただし必要に応じて市町または土地改良区が実施 ・また、豪雨耐性評価については、調査対象区域が複数市町に跨る場 合は県で実施			

	項 目	国	県	市町	管理者等		県土連	備考		
	块 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				土地改良区	左記以外				
減	災対策									
	ため池マップ作成・公表(防災重点ため池)		0	0			0	・ 県が作成し、市町で公表		
	ハザードマップ作成・公表	0	0	0	0	0	0	・ 市町が作成・公表し、国・県・県土連は、技術的・予算的支援を実 ・ 施		
	ため池データベースの整備・公表	0	0	0	0	0	0	・データベースの管理・更新は市町からの報告や届出に基づき、県が 実施 情報の蓄積は、市町からの報告に基づき随時更新し、関係者間で情 報共有		
	地震(震度 5 弱以上)、大雨特別警報時の 緊急点検	0	0	©	0	0	0	・発生または発令後、対象地域の防災重点ため池において、安全確保 に注意した上で緊急点検を行い24時間以内に報告		
保金	全管理対策									
	定期点検・草刈などの保全活動	0	0	0	0	0	0	・ 管理者等による日常管理・監視が基本		
	た 別 点 快・ 早 刈 な と の 休 王 伯 助							・ 国・県・市町・県土連は、技術的・予算的支援を実施		
	経過観察		0	©	0	©	0	・劣化状況評価の結果、防災工事は不要であるが、変状が認められた 農業用ため池について経過観察を実施		
								市町または管理者等、地域の実情に即した実施者により実施(実施・者については、市町または管理者者等の何れかを市町において判断)		
								・経過観察を行った農業用ため池については、その結果を県または市 町に報告		
	大雨前の状況確認・事前対策(低水位管理・事前放流等)			0	0	0	0	・ 管理者等による実施が基本		
計	計画の策定									
	市町の整備計画		0	(i)	0	\circ		・ため池整備の優先度(緊急度・影響度)の考え方や地域の実情を踏まえ、市町が管理者等と協議して策定		
	CIT OF THE WILL WILL HE							・市町の整備計画について、各地域アセットマネジメント検討会 ^{**} で 情報共有・検討		
	中長期整備計画(県域)		0	0	0		0	・ため池部会で検討		

※各地域アセットマネジメント検討会 : 地域単位のアセットマネジメントの推進を行う組織